

大阪府医療審議会看護職員需給見通し等検討部会設置要綱

(設置)

第1条 看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るための基本的な資料として策定する、看護職員需給見通しに関する事項等を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「看護職員需給見通し等検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった看護職員需給見通しに関する事項等について、調査審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会の委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 部会の委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年9月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。